

平成 3 0 年

# 区民委員会会議録

と き 平成30年2月26日

品 川 区 議 会

平成30年 品川区議会区民委員会

日 時 平成30年 2月26日（月） 午前10時00分～午前11時02分

場 所 品川区議会 議会棟5階 第3委員会室

出席委員	委員長 本多健信君	副委員長 塚本よしひろ君
	委員 渡辺裕一君	委員 中塚亮君
	委員 木村けんご君	委員 藤原正則君
	委員 田中さやか君	

出席説明員	堀越地域振興部長	伊崎地域活動課長
	遠藤協働・国際担当課長	菅生活安全担当課長
	提坂戸籍住民課長	山崎商業・ものづくり課長
	安藤文化スポーツ振興部長	鈴木文化観光課長
	池田スポーツ推進課長	小川オリンピック・パラリンピック準備課長

○午前10時00分開会

○本多委員長

ただいまから区民委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付してあります審査・調査予定表のとおり、議案審査、報告事項、およびその他と進めてまいります。

また、理事者より追加提出のあった資料を机上に配付しております。

本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願い申し上げます。

---

1 議案審査

第14号議案 品川区中小企業事業資金融資あつ旋条例の一部を改正する条例

○本多委員長

初めに、予定表1の議案審査を行います。

第14号議案 品川区中小企業事業資金融資あつ旋条例の一部を改正する条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○山崎商業・ものづくり課長

私からは、第14号議案 品川区中小企業事業資金融資あつ旋条例の一部改正についてご説明申し上げます。第14号議案の条例議案と、本日付の資料と、本日、急遽お配りさせていただきました区のあつ旋制度のご案内のパンフレットをもちましてご説明を申し上げます。

まず、レジュメでございます。中小企業の融資のあつ旋制度の概要を資料に記載してございませんが、事業の目的というところでございます。区内中小企業者が、経営上必要な資金調達を行うことを容易にするために、区が金融機関から中小企業者への事業資金の融資をあつ旋する制度でございます。このことによりまして、中小企業の振興を図ることが本事業の目的でございます。

今回、中小企業の振興により資するために、拡充をさせていただくということが条例改正の趣旨でございます。

具体的には、レジュメの1の改正理由、(1)小規模企業特別事業資金、それから創業支援資金の拡充の内容でございます。理由といたしましては、文章に書いてございますが、平成29年6月に、これは国の法律でございますけれども、中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律が成立したということで、国の法律の一部改正が行われ、それが今年4月に施行されます。この内容に整合を図る意味で、区の制度融資、小規模企業特別事業資金と創業支援資金のそれぞれに限度額が設定されております。ここで、条例上規定している限度額を拡充する形で修正することが改正理由の(1)でございます。

それから、(2)は後ほどご説明をさせていただきますが、レジュメの2の改正内容で、それぞれの事業資金、(1)小規模企業特別事業資金は1,250万円から2,000万円に、(2)創業支援資金は1,500万円から2,000万円に拡充という内容でございます。

恐れ入ります。本日お配りしました品川区のあつ旋制度のご案内のパンフレットをお開きいただきまして、3ページ、4ページの見開きのところがあるかと思えます。こちらは、現在、区の融資あつ旋制度の資金の一覧ということで、このページでは1番から6番まで種類が記載されてございます。

今回、限度額を拡充させていただくのが、1番の小規模企業特別事業資金という部分でございます。粹で言うところの「資金使途」については、ハード系の整備、それから企業の運転資金ということで、

ソフト、ハード、両方とも資金使途ができるものがございます。

ここの「あっ旋限度額」の欄の1,250万円が2,000万円に拡充されるということが変わります。この融資につきましては、その右隣の「利率」という欄で、3年目まで無利子ということでございます。

他の融資の欄を縦に見ていただきますと、無利子のものが幾つかあるのですが、この資金につきましては、制度融資名と同様に、小規模企業が対象になるということが一番の特徴でございます。従業員規模で20名以下ということが条件になりますけれども、まず、区に企業の方々が相談に来られたときに、20名以下の企業の方にお勧めする一番の融資がこの融資でございます。

ちなみに、昨年度、平成28年度1年間で1,376件の融資を実行させていただいたうち、1番の小規模企業特別事業資金、「小特」という形で省略して呼称しておりますけれども、729件でございます。率にして53%でございます。

小規模の企業が、無利子ということですので、ここを借りられるかどうかというところに入って来る。そういう融資の中の基本中の基本のものでございます。こちらが、今までは1,250万円までという制限を、国の法律が2,000万円まで拡充されましたので、それに合わせさせていただくということでございます。

今現在、例えば2,000万円の資金需要が小規模企業者であったとしますと、1番で1,250万円を無利子で申し込んで、その余の750万円を2番以下の次に優位に借りられる融資と組み合わせると、2,000万円の資金需要に應えるということをやっていました。そういう意味では、限度額が広がることは、そうした額の需要がある企業にとっては非常に有意義な改正だということでございます。

それから、恐れ入りますがページをめくっていただきまして、7ページをご覧いただきたいと思えます。7ページは、同様に限度額を拡充する創業支援資金の案内のページでございます。

こちらも、先ほどと同様の表になっております。3つ目「あっ旋限度額」のところ、1,500万円、それから、ただし書きで、運転の場合は1,000万円という記載があります。これを全てカットしまして、2,000万円という形でございます。

改正の流れにつきましては、法改正があって、それに合わせさせていただくという意味では、先ほどの小規模企業特別事業資金と同様でございます。

ちなみに、平成28年度では、創業支援資金のニーズが65件ございました。65件で、4億5,000万円余の市中銀行による融資が実行されておまして、創業のために、平均700万円ほどになりますが、こちらは特定目的の融資ですので、小規模の事業資金に比べて件数は非常に少ないですが、区内で創業を考えていらっしゃる方の一助にはしっかりなっているかなと考えてございます。

それから、レジュメに戻っていただきまして、今回、さらに(2)緊急資金の拡充ということを考えてございます。こちらの緊急資金につきましては、例えば突発的に区内の中小企業の経営状況が悪化すると考えられる事象が起こった場合、2つ考えております。リーマンショックなどもありましたけれども、経済環境の著しい変動という部分と、震災など、大規模な自然災害が起きて、通常、想定し得ない状況の緊急資金の融資という性格を持つものでございます。

こちらは上位にある国の法律が変わったということよりも、今回の条例改正を踏まえまして見直しをした結果、限度額を現在の500万円から3,000万円に拡充ということで考えたものでございます。

緊急資金ですので、通常ご案内しております融資のパンフレットには掲載していませんのですが、先ほどのパンフレットの3、4ページにまたお戻りいただければよろしいでしょうか。その中の5番目に経営安定化資金というものがございます。こちらは、通常の時期に業績が悪化し、資金繰りが厳しい企業向

けの融資制度であります。こちらの限度額が3,000万円になっておりますので、緊急融資の場合も、この3,000万円の経営安定化資金に整合性を合わせるとともに、5番目の経営安定化資金の右側の欄、真ん中あたりに「返済期間」がございます。3,000万円にいたしますので、返済期間も長期にわたって10年以内ということで、返済期間も設定を改めさせていただいたということでございます。

なぜ緊急資金か、経営安定化があれば不要なのではないかということもありますが、パンフレットの青枠のところ、経営安定化資金の下に「5号認定必要型」ということで、※2となっており、4ページの下に小さく「5号認定とは」ということで説明しております。法の規定に基づいて、業績の悪化している指定業種に属し、売上が減少している中小企業を指すということで、今、全体的な景気の良化傾向に伴って、この5号認定を取れる業種がほとんどないといえますか、絞られております。使いたくても使えない業種の方々がほとんどでございます。そういうこともありまして、緊急資金は突発的に区内中小企業の方がということになりますと、不況業種認定がされている、されていないということよりも、そのときの対応ができるような形で使われる資金でございますので、ここを500万円から3,000万円に合わせようという趣旨でございます。

それから、本日の議案と、あつ旋条例の新旧対照表もつけてございます。それぞれ限度額が記載されている条例の部分が、説明の金額に切り替わるという趣旨でございます。

それから、議案の説明の「付則」のところ、「この条例は、平成30年4月1日から施行する」の下の2で「改正前の品川区中小企業事業資金融資あつ旋条例の規定に基づき」という文章があるところにつきましては、4月1日から施行になりますので、例えば、本日融資を申し込まれて、大体1ヶ月から1ヶ月半ぐらい融資の実行までにかかります。4月をまたいで新年度に行われる融資については、今現状の制度が適用されますということが、付則で記載させていただいている内容でございます。

#### ○本多委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

#### ○中塚委員

この小規模企業特別事業資金と創業支援資金について、先ほど、国の法律との整合を図る、国が2,000万円まで拡大したのではというご説明がありました。国の法律と今回の拡充との関係をもう少しご説明いただきたいと思います。つまり、国の2,000万円までというのは、何か基準なのか、目安なのか、それとも上限なのか。それと、今回の区の変更との関係をご説明いただきたいと思います。

それと、緊急資金のほうですけれども、パンフレットの中には、先ほど、緊急資金については記されていないというお話だったと思うのです。そうすると、どうやってPRをしていくのか。そこにも関わりますけれども、5号認定になりにくいという事情や実態というのはどういうことなのか。その点についても補足でご説明いただきたいと思います。

#### ○山崎商業・ものづくり課長

1点目でございますが、よろしければ、パンフレットの3、4ページの見開きの部分をご覧くださいと思っております。

例えば1番の小規模企業特別事業資金の、今回限度額を上げる欄の右側をご覧くださいますと「責任共有制度」という欄がございます。この資金は対象外ということで、これは銀行側から見て、実際は銀行が融資をするのですけれども、資金ショートなどが起きて返済が困難になったときに、銀行に責任を共有させるのか、させないのかという意味の欄でございます。これは対象外ですから、銀行のリスクは

負う形ではない制度だということでございます。

そうなりますと、国の制度のもと、信用保証協会の審査に基づいて、信用保証協会がそういった場合の保証をするのですけれども、その保証は国の法律に基づいた限度額の範囲内でなされることとなります。責任共有の対象外のものについては、銀行においてリスクが少ない融資ということですので、銀行も非常に貸しやすいとか、インセンティブが働く仕掛けになっているところがございます。それが、国の法律と連動して、限度額を広げたのであれば区の制度も広げようということでございます。

それから、緊急資金のPRにつきましては、先ほど説明の本来想定し得ない大震災でありますとか、経済恐慌のレベルでございますので、その時々に応じて、例えば利率をどうするのか、要は制度設計をどうするのかというのは、時々に応じて最適なものを、品川区としましては速やかにそのときに制度を構築するというのを考えています。その際に、条例上、上限を3,000万円までとさせていただきます、時々状況に応じてしっかり適用して、制度をつくって周知し、実行するということになるかと思えます。

ただ、事前に中小企業の方々については、そうした場合には、区では緊急資金を策定する用意がありますとか、考えだということは、周知、PR、説明はさせていただいております。普段なかなか想定し得ない事象のためということですので、準備はしておりますけれども、具体的に制度の設計をパンフレットにする状況にはないものですから、その辺はそういう状況でございます。

それから、5号認定につきましては、リーマンショックの頃は、全業種が5号認定をしていた時代もあります。業種でいきますと、約1,500でございます。不況業種認定は、3ヶ月に1回、国で改定されて通知されるということで、非常に動きがあります。今現在、数でいきますと、100から150ぐらいで推移しておりますので、そういうことから考えますと1割程度ということでございます。

5号認定は、るる国でいろいろな認定をするための経済状況を指し示す客観的な指標などに基づいて、認定の調査会が開催されて、追加になったり、外れたりということが3ヶ月に1回やられているという状況でございます。

#### ○中塚委員

緊急資金のことについて、1つ伺いたいのです。今回、上限を引き上げるということだけでも、今の説明ですと、その時々状況に応じて制度設計を対応してくるというご趣旨なのでしょうか。例えば大きい災害であったり、いわゆる不況と言うよりも恐慌と言ったほうがいいのでしょうか、となってくると、今から想定しづらいですけれども、どういうことがその時々に応じて対応できる範囲なのか。上限はここまでなのでしょうけれども、利率なのか、返済期間なのか、対象なのか、その時々に応じて対応でき得るものというのは、どういうことが考えられるのか。そこだけご説明いただきたいと思えます。

#### ○山崎商業・ものづくり課長

融資の限度額や返済期間など、融資の制度設計につきましては、現行、パンフレットでご紹介している制度の設計がもちろん、勘案されるスキームとしては参考になるものを持っています。実際に地震などの状況を勘案しますと、融資を申し込まれて、審査を経て、保証協会に回ってという1ヶ月半ないし2ヶ月のタイムラグがあると、こういう場合の企業活動に著しい支障があると。融資は受けられるのですけれども、1ヶ月半かかるような期間的なものも勘案しまして、条例ではできる規定になっておりますけれども、例えば信用保証協会の保証をつけるということを区がそれになり代わって保証するので、速やかに銀行は融資を実行しなさいということができるようになっています。そういうことを条例では規定しておりまして、いろいろな企業活動にとって致命的な状態になれば、それに応じた資金需要に応

える制度を持って、最適に適用してまいりたいと思っております。

#### ○田中委員

今の部分と幾つか重なる部分があると思います。そして、この事業の目的は、区内企業が事業を継続させることが目的なので、必要な事業で進めてほしいという立場なのですけれども、きちんとした貸付がされるべきだと思うので、少し確認させてください。

まず、2点です。改正部分とは違い、もしかしたら先ほどご説明があったかもしれないのですが、現状で返済をなかなかしてもらえなかった状況というのはあるのかということと、中小企業事業資金融資あつ旋条例について、あつ旋対象者の要件、第4条(5)に「貸付けを受ける資金の使途が適正で、かつ、資金およびその資金に係る利子について十分な償還能力があること。」とあります。つまり、融資あつ旋の条件として、区が返済能力等の審査をするようにも読めるのですが、そのような理解でいいのか。もしそうだとしたら、区の中のどういう立場の方が審査をするのかということを知りたいので、そこを教えてください。

#### ○山崎商業・ものづくり課長

先ほど、年間の融資件数が大体1,300件から1,500件で、ここ二、三年、推移をしております。その中では、いろいろ事情によって返済が滞るような事態がゼロではございません。件数で申しますと、今その辺りの細かい数字がなくて恐縮ですが、30件から40件、毎年出ています。そうした場合につきましては、先ほどの責任共有の話になりますけれども、返済できない場合は、保証協会が返済できない分を銀行に、代位弁済と言いますが、お支払いをする形になります。債権は保証協会に移りますので、企業から保証協会に対して滞った部分についてお支払いをいただくような関係に移ります。そういうことがございます。

それから、事業融資の貸付を行う際の企業の審査につきましては、企業が企業活動を適正に行っているかどうかという観点で、私どもの中小企業センターに経営相談の窓口がありまして、中小企業診断士などの資格を得た相談員がおります。そちらの相談員を通じて様々な状況を確認をさせていただきつつ、最適な、融資制度は幾つもありますので、その時々に応じた利率や返済期間といったものを相談しながら、では、この融資にしようということをやっています。

通常、法人の事業所税などが適正な事業活動に伴って発生して、そうした税が未納ですと、それが1つの審査要件になりますので、貸出しができませんということをチェックさせていただいている状況にあります。

#### ○田中委員

次に第5条のあつ旋手続なのですけれども「区長は、資金の融資あつ旋の申込みを受けたときは、別に定めるところにより審査し、適当と認める者については、速やかに取扱金融機関の融資について紹介するものとする。」とありますが、紹介された後に、金融機関は金融機関として通常どおり審査があると考えていいのでしょうか。

#### ○山崎商業・ものづくり課長

区の所要の審査を経た審査結果が、区から企業に向けて銀行あての紹介状を発行するというところで、区の審査が完了して、紹介状発行ということになります。企業は、その紹介状を持って銀行に行かれて、銀行内部の必要なチェックを受けるということになります。

それから、信用保証をつける場合については、保証協会に同様のチェックなり、確認をしていただくような流れがあって、それが全て完了して、融資が実行されるということでございます。

## ○田中委員

次なのですけれども、第6条から第8条についてです。第6条では「環境対策資金のうち区長が必要と認めるもの」と「緊急資金のうち区長が必要と認めるもの」について、「前条の規定にかかわらず、現地調査等を行い、適当と認める者については、その旨取扱金融機関に通知するものとする。」とあります。第7条では「取扱金融機関は、前条に規定する通知を受けたときは、特別の異議のない限り、あらかじめ区長と協議して定めるところにより、速やかに融資を行うものとする。」としています。

これは、第6条の融資については、区がより踏み込んだ調査をすることを前提に、金融機関は区長との協議によって審査をせずに融資を実行するという意味なのでしょうか。

あともう一つが、第8条の損失補償で「区長は、前条の規定により貸し付けた資金について、当該取扱金融機関において回収不能になった場合にあっては、その損失の全部または一部を補償することができる。」とあるのですが、区長が必要だと認めた事業について、区内在住で何年ぐらい事業を行っているかなどの審査は、誰が行うのかということをお教えください。

## ○山崎商業・ものづくり課長

今、委員が引用していただいたところが、緊急資金の特例の部分でございます。先ほど申し上げたとおり、融資の実行に時間的なものを詰めるために、区が一定のリスク、保証協会の代わりにするような意味での保証をすることができるという規定になっているところが第8条であります。

審査につきましては、現行で通常に当たらせていただいている経営相談員の審査ということで考えております。現行の融資も、先ほど紹介状を発行するときに専門相談員がいて、チェックをして、審査をいただいております。実態とすると、そういう作業は経営相談員がやって、最終的には区長がそれを審査承認するという流れでやっております。こうした融資あつ旋条例の特例の流れの審査についても、現状と同様の状況になっているということでございます。

## ○塚本副委員長

小規模企業特別事業資金についてなのですけれども、2,000万円に上限を上げていただくということで、国の改正にならってということですが、この上限という考え方は、企業によっていろいろな体力の差があって、しっかり頑張って調子のいい感じの企業であれば、貸せる上限は、審査の上でそれなりに変わってくるのかなということがあると思うのです。あえて、この2,000万円の上限という考え方は、どういうところから来ているのかということをお教えいただきたいのが1つ。

それと、融資の目的、使途としては、設備と運転資金ということです。今なかなか、設備に資金という投資が回らないということ、こういう産業の方のお話ではよく聞いているのです。最近、若干設備投資も伸びてきたという数字もあるようですが、その辺の使い方として、設備と運転資金ということで、この資金の借入れの目的としてはどんな傾向にあるのかお教えいただきたいと思っております。

## ○山崎商業・ものづくり課長

まず、小規模企業特別事業資金の2,000万円の考え方でございます。こちらは、20人以下の小規模の、とりわけ経済の状況などの影響を受けやすいことが考えられるところに、区としましては、セーフティーネットの考え方で上限1,250万円の設定がこの時代に合っているのかという議論がなされて、それが広がったということをお区としても受けております。そうした国の上限の拡大に合わせるように、区の制度融資についても充実という観点で、これは広げるべきだという判断で、今回、条例提案をさせていただいております。

融資と言いますと、企業などが対象だというイメージですけれども、この融資につきましては、個人



事業主ももちろん小規模企業ということでございますので、例えば商店街の中で新しくお店を出店するといったご商売の方々にもたくさん使っていただいている性格の融資です。

そういう意味からしますと、件数は先ほどの53%ということで、資金需要のかなりをここで受けているのですが、この資金の平成28年度の平均実行ベースは438万円という形です。全てが1,250万円オーバーというわけではなくて、その中のある企業につきましては、無利子で使える融資ですので、限度額が広がることによって、そのメリットは、一部その辺には効果的に出てくるかと思っております。

それから、ここ何年かの事業設備や事業運転のソフト系、ハード系の資金使途の状況ですけれども、品川区におきましては、事業設備系が傾向としましては伸びているような状況にはございます。

#### ○塚本副委員長

今、設備系が伸びているということで、そういう意味では、将来的に投資でしっかり事業を拡大していくことがかなり見込まれていて、明るい話かなと思います。そういう投資系で、資金がたくさん必要で、中には2,000万円では足りないという話、今のお話ですとそういう企業ばかりではないということでしたけれども、中にはあったりするのではないかと思うのです。そういうときに、この融資あつ旋の様々なメニューの中で、いろいろな対応がとれるようなところがあるのかどうか、最後にお伺いします。

#### ○山崎商業・ものづくり課長

3、4ページに載っておりますけれども、今回2,000万円に限度額を伸ばして、資金需要が仮に3,000万円でありましたら、あと1,000万円足りないということになります。企業は2番以下の資金の中で次に有利なものを相談員の方々などと相談していただいて、同時に組み合わせて使っていただくようなこともやらせていただいております。ご質問の趣旨も含めましてしっかり対応させていただいているところではありますが、さらに今回充実させてまいりたいと考えているところでございます。

#### ○藤原委員

細かい平仮名のことなのですが、正式には「あつ旋」なのですか、「あっ旋」なのですか。と言うのも、条例は「つ」が大きいのですが、パンフレットでは「つ」が小さくて、今まで「あっ旋」と言っていたのですが、正式には「あつ旋」なのですか。

#### ○山崎商業・ものづくり課長

「つ」の大きい、小さいということでは、条例で表記している「あつ旋」でございます。

#### ○本多委員長

この第14号議案のとおりということでもいいですか。

#### ○山崎商業・ものづくり課長

はい。実態としますと、同様のことでございます。

条例上の表記につきましては、公式文書の表現、表示ということで「あつ旋」と大きな字を使わせていただいているところでございます。パンフレットにつきましては、一般的に周知させていただいているところから、私の説明も「あつ旋」ということで表現させていただいているとおりでございます。

#### ○田中委員

議事録で、今のあつ旋を検索するとき、私も先ほど小さい「つ」で言ってしまうので、小さい「つ」にしないと検索にひっかかてこないということになりますか。「あつ旋」と訂正しなければだめ

ですか。「あつ旋」でひっかかる。訂正しなくて大丈夫ですか。

**○堀越地域振興部長**

あつ旋という形でご理解いただいていると思います。ただ、条例上は表現の仕方、文字の表現で「つ」という形で使わせていますので、公式文書としての残し方だにご理解いただいて、私も確認してみますけれども、検索システムも「あつ旋」で大丈夫ではないかと思えます。公式文書としての文字の残し方の大きさの違いだけだにご理解いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

**○本多委員長**

よろしいでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願いします。

**○渡辺委員**

賛成です。

**○塚本副委員長**

賛成です。

**○中塚委員**

融資制度を充実するものだと思いますので、賛成です。

**○木村委員**

賛成です。

**○藤原委員**

賛成です。

**○田中委員**

事業計画を見て、きちんと区がしっかりとしたアドバイスをしていただきたいなと思います。それで賛成です、必要な事業だと思っています。

**○本多委員長**

それでは、これより、第14号議案 品川区中小企業事業資金融資あつ旋条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○本多委員長**

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で議案審査を終了いたします。

---

**2 報告事項**

品川区文化芸術振興協議会準備会について

**○本多委員長**

次に、予定表2の報告事項を聴取いたします。

品川区文化芸術振興協議会準備会についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

### ○鈴木文化観光課長

それでは、私からは品川区文化芸術振興協議会準備会についてご報告をいたします。お手元の資料をご覧ください。

まず、1. 協議会設置の背景でございます。この協議会本体は来年度の設置を予定しております。この協議会を設置することに至った背景でございますが、以前から文化芸術、それからスポーツに関する関係団体にお集まりいただきまして、振興施策等についてご意見やご提案をいただく懇話会というものを毎年実施しております。昨年2月でございますが、その懇話会の中で、区内の文化芸術団体から、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、「オールしながわ」で様々な団体が相互に協力・連携して取り組むことで、より幅広く区民の方に文化芸術に触れ親んでもらうことが出来る協議会を設置してはどうかというご提案をいただきました。

また、その時にご出席いただいた他の団体からも賛同の声をいただいたということが1つございます。

区としても、2020大会に向けまして、文化芸術事業の充実に取り組んでいるところでございます。また、オリンピック・パラリンピック関係では「しながわ文化プログラム」を実施しているところもありますので、民間団体との協力・連携によりまして事業を実施していければというところが、協議会設置の背景でございます。

次に、2. 協議会設置の目的でございます。現在のところ、案として大きく3つ考えております。

まず、1点目ですが、区内の文化芸術資源・情報の共有。それから、関係団体相互の連携の促進というところで、区内の文化芸術の振興の一層の加速をしたいと。また、文化芸術を通じた魅力あるまちづくり、これは国が「文化芸術創造都市」という言葉で表わしていますが、区の施策も同じ方向を持っているというところで、その実現に取り組むというのが1点目になります。

次に、2点目としまして、東京2020大会に向けまして、区民の多くの方が気軽に文化芸術に触れ親しむための文化芸術事業の機会の創出が目的となっております。

また、3点目、オリンピック・パラリンピックに向けました様々な文化芸術関係の取り組みですが、それを2020年までで終わらせることなく、いろいろな事業や相互連携で生まれた協力関係、環境をレガシーとして残す。これも大きな目的として協議会の第3の目的に位置づけているものでございます。

3. 準備会の開催でございます。今年度は、来年度の協議会設置に向けまして、関係団体の皆様にお声かけをしまして、準備会を3回実施しております。まず、1回目ですが、昨年8月25日に22団体の方にご参加いただきまして、まずは各団体、お互いの活動について自己紹介などで知り合う。それから、区の文化芸術施策の概要、それと、協議会の概要や今後の取り組みについての素案のご説明をさせていただきました。

第2回は、昨年10月17日に22団体の方にご参加いただきまして、その場で集まっただけではなかなか意見も考えにくかったり、出しにくいということもありますので、2回目につきましては、会議開催前に事前アンケートを各団体にお送りしました、そのまとめ、それから今後の協議会の進め方についてご意見をいただいたところでございます。

第3回につきましては、昨年の暮れ12月21日に、それまでのアンケートのまとめや具体的な新年度におけます文化芸術振興協議会の概要案、そして活動のスケジュール案についてお諮りをしたところでございます。

4. 今後の予定でございます。年度が変わりまして、4月以降でございますが、まずは5月ぐらいを目途に、文化芸術振興協議会を設立したいと考えております。

また、そのキックオフイベントとしまして「文化芸術振興フォーラム（仮称）」でございますが、6月頃に開催して、オープニングのイベントとしたい。

また、その後、協議会でいろいろ検討いただく中で、協議会として何か企画案、提案がまとまれば、その協議会主催の文化芸術イベントなども実施していきたいと考えているところでございます。

おめくりいただきまして、2枚目でございます。参考に、現段階の準備会に参加いただいた団体の一覧の名簿でございます。音楽や絵画等の美術、区内の美術に関心を持って取組みをしている事業者の方、劇団、劇場、伝統芸能の関係の団体、それから大学等についてもお声かけをしまして、広く参加をいただいているところでございます。

#### ○本多委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑がございましたらご発言願います。

#### ○中塚委員

今ご説明があったことですけれども、懇話会の中でそういう要望が出されて、協議会の設置に向けて準備が進められているというところですが、1点伺いたいのは、準備会の開催について、事前アンケートに取り組んでいるということです。その設問や内容など、この中身についてご説明いただきたいと思えます。

#### ○鈴木文化観光課長

事前アンケートの内容でございますが、回によりまして若干異なるところがありますが、基本的には、ご説明をした協議会の考え方や概要、進め方についての基本的な質問。それと、何か各団体で今取り組んでいる、もしくは、これから取り組みたいという提案についてのご意見。あと、今後の区の文化芸術関係に関するそれぞれの自由な意見という大きく3点でアンケートをお願いしたところでございます。

#### ○中塚委員

今後設置されていく協議会の中で、さまざま品川区内の文化芸術活動を紹介したり、交流したり、掘り起こしていったり、そうした方向で進んでいくといいのかと思うのです。この参加団体を見ましても本当にたくさんありますが、1つ、協議会の中で思ったのは、品川区以外のことはわからないのですけれども、品川区は本当に文化芸術の住民同士の活動が、大小問わずとても活発だと思うのです。そういう意味では、これを機会に、住民の皆さんが様々に取り組んでいる現状を把握したり、要望を伺ったり、活動をお互いに紹介したり、そういう取組みに発展できないかなと思ったのです。

私がぱっと思っただけでも、例えば合唱をやっている方、人形劇をやっている方、油絵教室をボランティアとか趣味でやっている方、フラダンスをやっている方や書道をやっている方、阿波踊りをやっている方、おはやしをやっている方、本当にたくさんあるのです。この協議会を拠点に、これを機に、品川区内のそういった活動にも光をあてて、それぞれが情報を交換できたり、活動を紹介できたり、そういう場につながっていけるといいのかなと思っているのです。

まだ準備会の段階ではありますが、今後の方向性についてお伺いしたいと思います。

#### ○鈴木文化観光課長

ご質問にありました区民の方のいろいろな分野に関する活動でございます。特に文化センターなどを使いまして、日頃から活動していただいているサークルなど、そういう区民の団体の方がいらっしゃる

ことは認識しております。

1つは、最初のきっかけになる提案をいただいた懇話会。そちらでは、ある程度大きな規模、人数や活動回数の大きなところにお声かけをして、意見をいただいています。

それから、文化センターごとに、その文化センターで活動いただく団体の利用者団体協議会というものがございまして、そこでの情報共有や、年に1度の文化センターごとのまつりというものを催していただいて、基盤としてはあります。

それから、この協議会ですが、区の施策に関してのご意見や、区内全体の大きな環境づくりということで、現段階では、やはりある程度の規模と基盤、それと活動実績をお持ちの比較的大きめの団体にお声かけをしているところでございます。

全ての区民の団体にここに入っていくというのも、活動の体制やご意見をいただく場としては難しくなるところもありますので、先ほど申し上げた利用者団体の協議会など様々なチャンネルでご意見をいただくという形で進めたいと考えております。

#### ○藤原委員

文化芸術ということなのですが、私の個人的な考えかもしれませんが、この中にアニメや漫画というものも、私は文化芸術の中に入っているのです。なので、品川区の観光大使はシナモロールがしてくださっているわけです。そういう意味において、せっかく品川区という中で、例えばシナモロールなどの元の会社もあるわけですし、文化芸術、文化という中において、そういうところにも関わっていただければと、私は個人的に思っているのです。

今後の展開として、その辺はどのように考えているのか教えていただけますか。

#### ○鈴木文化観光課長

アニメや漫画等の分野の文化がここに入るかということですが、ご指摘のとおり、区としてはそういうジャンルも当然、文化芸術の1つだと考えております。

現在、お声かけしていますのは、先ほど申し上げましたように、一定程度の規模と活動、特に区民芸術祭など、文化芸術事業を直接お願いしているところを中心にお声かけをしました。

観光でも今、アニメやキャラクターに関するイベントも始まっております。まず基本は区内の団体というところがございまして、先ほどご指摘のあったシナモロールのサンリオや、その他の区内の団体でもそういう分野で参加いただけるというお話があれば、今後また加入をお願いしたいと考えております。

#### ○渡辺委員

この組織構成のところ、率直に言うと行政の立ち位置はどのような形かなと思っています。エリアもそうですし、ジャンルもそうですし、そこではすごく長けていても、全区的な盛り上げのノウハウはおそらく別物だと思うのです。やはりそれに長けている情報をお持ちで、なおかつ連携がしやすいのは行政だと思うので、おそらく事務局機能的なことになると思うのですが、行政の関わり、立ち位置を教えてください。

#### ○鈴木文化観光課長

ご指摘のとおり、区、行政としましては、一番大きいのは協議会の運営なり、事務局機能でございまして。それから、少し観光的なところもあるのですが、基本的には参加団体の皆さんが主体となって、いろいろ話し合ったり、連携の環境を整備するために必要な意見をいただくということでございます。区の大きな役割としては、各団体の個々の活動なり協議会全体の活動の支援と、その活動のための環境整

備。この辺が大きな行政の役割になるかと考えております。

#### ○渡辺委員

そうすると、おそらくここの構成団体以外の地域のニーズや要望を拾い上げるのは、各団体というよりも行政がやるべきことかなと、情報をいろいろ拾える立ち位置にいるという中で、議会も含めて行政かなと思います。

少し要望的になりますが、この協議会がまとまって行事を行う、一番下の協議会主催のイベントというのは相当なインパクトを残せる可能性を持っているのではないかと。特に2020に向けて、一番目玉になるようなことを、やはりここは行政もしっかり中心に、リーダーシップをとりながらやってもらえたらなと。あるいは議会の声も一番反映しやすい立ち位置かと思うので、よろしくお願いします。

#### ○本多委員長

よろしいでしょうか。

ご発言がないようですので、以上で報告事項を終了いたします。

---

### 3 その他

#### ○本多委員長

次に、予定表3のその他を行います。

まず、今定例会の一般質問にかかる所管質問ですが、今定例会の一般質問中、区民委員会にかかわる項目について、所管質問をなさりたい委員がいらっしゃいましたら、その基礎となる一般質問の項目と、質問内容をこの場でお願いしたいと思います。

質問される委員がいらっしゃる場合は、明日、この委員会で理事者からご答弁をいただき、申し出た委員以外の方にも、議論に加わっていただくという形で進めていきたいと思っております。

それでは、所管質問がございましたら、ご発言願います。

#### ○藤原委員

文化スポーツ振興部長が答弁した案件ではないのですけれども、一般質問のときに教育委員会が答弁しました坂本龍馬の像について、たしか出たと思うのですが、改めてそこをお伺いしたいのです。あの坂本龍馬の像は、どういう背景で、区が設置したのか、または、どこかの団体が設置したのか。それと、区と違うところであるならば、行政とその辺のかかわり。それと、公園内にあると思うのですけれども、なぜ公園内に設置を許可したのか。その辺の背景や、行政とのかかわり。それと、これからの観光という意味での活用。その辺についてお伺いできれば教えていただきたいと思っています。

#### ○本多委員長

それでは、藤原委員から、観光にも関連する坂本龍馬像の設置についてと行政とのかかわり、また、観光の視点での活用ということに関連しまして、提起がありましたので、明日の委員会で理事者のご答弁をいただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○本多委員長

よろしくお願いします。ほかに何かありますか。

#### ○藤原委員

すみません、その他でどうしても伺いたいのですが、昨日で平昌オリンピックが閉会しまして、これも個人的ですけれども、私は本当に感動させていただきました。その閉会式のテレビを見ているときに、

どうしても明日の常任委員会で伺いたいと思ったのです。改めて、オリンピック・パラリンピック担当部課長に答弁していただきたいのですけれども、もうすぐ東京オリンピック・パラリンピックが始まります。そのオリンピック・パラリンピックに対して、私はモチベーションが上がっているのですけれども、今のお気持ち、また、来年度に向けての部課長のお気持ちをお伺いしたいと思うのですけれども、委員長、よろしいでしょうか。ぜひお伺いしたいです。

**○本多委員長**

できる範囲で答弁をよろしくお願ひいたします。

**○小川オリンピック・パラリンピック準備課長**

平昌のオリンピックにつきましては、区でもゆかりのある選手が9名ほどございました。パラリンピックにつきましても3名ほどおりますので、そういったことについては、ホームページや庁内で掲示をいたしまして、区民の皆様に応援いただけるように、担当としても盛り上げをしてきたところでございます。

2020に向けましては、これまでも様々な機運醸成事業をしてまいりました。改めて、次の2年後はまさに東京2020ということで、これまでの機運醸成事業をさらにパワーアップさせて、本番に向けて万全な体制を整え、区民の皆様には最高の感動をしていただけるように努力してまいりたいと考えてございます。

**○安藤文化スポーツ振興部長**

課長と一緒に考え方を持っています。

あと、9日からパラリンピックが始まりますので、それがどれだけ盛り上がりを見せるかということ、私は注目していきたいと思ひます。

課長も答弁しましたが、日立ソリューションズの選手を我々も応援しています。ぜひ2020年のパラリンピックも、本当に盛り上がればいいなと感じています。

**○本多委員長**

ほかに、その他で何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○本多委員長**

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

明日も午前10時からの開会となりますので、よろしくお願ひいたします。

これをもちまして、区民委員会を閉会いたします。

○午前11時02分閉会